

# 予防技術検定模擬テスト

## －解説付－

### NO.81

〔共通〕問1 防災管理者に関する次の文章を読み、消防法令上誤っているものを1つ選べ。

- (1) 地階を除く階数が5で、かつ、延べ面積が2万m<sup>2</sup>であるホテルの管理について権原を有する者は、地震等による被害の軽減のため、一定の資格を有する者のうちから防災管理者を定めなければならない。
- (2) 地階を除く階数が11の事務所で、延べ面積が1万m<sup>2</sup>、かつ、収容人員1万人のものの管理について権原を有する者は、防災管理者を定めるとともに当該防災管理者とは別に防火管理者を定めなければならない。
- (3) 防災管理者は、総務省令で定めるところにより、当該防災管理対象物についての防災管理に係る消防計画を作成し、所轄消防長又は消防署長に届け出なければならない。
- (4) 防災管理者は、当該防災管理対象物についての防災管理に係る消防計画に基づいて、当該防災管理対象物について避難の訓練の実施その他防災管理上必要な業務を行わなければならない。

〔消防用設備等〕問1 防火対象物の増築又は改築であって、基準時以後の消防用設備等の技術上の基準が適用されることとなる工事の着手が基準時以後である増築又は改築に係る当該防火対象物の部分の床面積に関する記述として、消防法令上正しいものを1つ選べ。ただし、当該防火対象物は、特定防火対象物ではなく、また、当該増築又は改築時以前の基準に適合しているものとする。

- (1) 工事の着手が基準時以後である増築又は改築に係る当該防火対象物の部分の床面積の合計が1,000m<sup>2</sup>以上となるか、又は当該床面積の合計が基準時における当該防火対象物の延べ面積の2分の1以上となる場合は、基準時以後の消防用設備等の技術上の基準が適用される。
- (2) 工事の着手が基準時以後である増築又は改築に係る当該防火対象物の部分の床面積の合計が1,000m<sup>2</sup>以上となり、かつ、当該床面積の合計が基準時における当該防火対象物の延べ面積の2分の1以上となる場合は、基準時以後の消防用設備等の技術上の基準が適用される。
- (3) 工事の着手が基準時以後である増築又は改築に係る当該防火対象物の部分の床面積の合計が1,000m<sup>2</sup>以上となる場合は基準時以後の消防用設備等の技術上の基準が適用されるが、当該床面積の合計が基準時における当該防火対象物の延べ面積の2分の1以上になっただけでは基準時以後の消防用設備等の技術上の基準は適用されない。
- (4) 工事の着手が基準時以後である増築又は改築に係る当該防火対象物の部分の床面積の合計が基準時における当該防火対

象物の延べ面積の2分の1以上となる場合は基準時以後の消防用設備等の技術上の基準が適用されるが、当該床面積の合計が1,000m<sup>2</sup>以上になっただけでは基準時以後の消防用設備等の技術上の基準は適用されない。

〔消防用設備等〕問2 スプリンクラー設備の設置義務のある全階無窓階で各階床面積が1,200m<sup>2</sup>である2階建ての物品販売業を営む店舗について、次の中から消防法令上スプリンクラーヘッドを設けなければならない部分を1つ選べ。ただし、これらの部分はスプリンクラー設備の設置を要しない総務省令で定める部分ではないものとする。

- (1) 機械換気設備の機械室
- (2) 変圧器が設置されている場所
- (3) 避難階段又は特別避難階段以外の階段
- (4) 直接外気に開放されている廊下

〔防火査察〕問1 消防法の違反処理等に関する記述のうち、不適当なものは次のうちどれか。

- (1) 告発は、告訴権者（犯罪による被害者等）及び違反者（犯人）以外の第三者が、捜査機関（警察又は検察）に対し、違反事実（法令違反）を申告して、処罰を求める意思表示である。
- (2) 質問調書は、供述内容が命令執行上重要な証拠となると認めた場合、告発を行う場合、違反者を特定し、違反事実や情状等を明らかにする必要がある場合に、その裏付けとして作成するものである。
- (3) 司法警察職員は、警察庁及び都道府県警察の各警察官並びに特別の事項について司法警察職員として職務を行う特定の行政庁の職員などの総称である。司法警察職員は、官名であり、警察法上の呼称である。
- (4) 聽聞は、不利益処分を受ける者に、口頭による意見陳述や質問の機会などを与え、処分を受ける者と行政庁側のやりとりを経て、事実判断を行う手続きである。

〔防火査察〕問2 消防法（以下「法」という。）の違反処理等に関する記述のうち、適当なものは次のうちどれか。

- (1) 法第8条の2の3第1項に基づく防火対象物点検の特例認定を受けている物品販売店舗の立入検査を実施した際、消防に無届で間仕切りを変更したため感知器が一部未警戒となっている法令違反を現認したので、特例認定の取消しをするための弁明の手続きを開始した。
- (2) 法第17条の4第1項により自動火災報知設備の設置命令を発動したが、当該防火対象物の関係者で権原を有するものが、速やかに消防設備業者に自動火災報知設備の設置を依頼し、

### 問3 答 (3)

解説 「救急救命士の資格を有する救急隊員の再教育の一部改正について」中、「救急救命士の再教育(別添1)」(平成26年3月20日付け消防救第45号 各都道府県消防防災主管部(局)長あて消防庁救急企画室長)参照。

## 予防技術検定模擬テスト

### 〔共通〕

#### 問1 答 (2)

解説 (1) 消防法第36条第1項、消防法施行令第45条、第46条参照。  
(2) 消防法第36条第2項、消防法施行令第46条。火災時に防火管理者に求められる業務内容と地震等の災害時に防災管理者に求められる業務内容とは、異なる点はあるものの大規模・高層建築物等における総合的な安全性を確保するためには一体的に行う必要性が高いことから、防災管理者は防火管理者の業務も行うこととされている。  
(3) 消防法施行令第48条第1項参照。  
(4) 消防法施行令第48条第2項参照。

### 〔消防用設備等〕

#### 問1 答 (1)

解説 消防法施行令第34条の2参照。工事の着手が基準時以後である増築又は改築に係る当該防火対象物の部分の床面積の合計が1,000m<sup>2</sup>以上となるか、又は当該床面積の合計が基準時における当該防火対象物の延べ面積の2分の1以上となる場合には、基準時以後の消防用設備等の技術上の基準が適用される。

#### 問2 答 (3)

解説 消防法施行規則第13条第3項参照。設問の防火対象物は、消防法施行令第12条第1項第11号ロの規定によりスプリンクラー設備の設置義務が生じ、同条第2項第1号の規定に基づきスプリンクラーヘッドを設ける必要があるが、消防法施行規則第13条第3項第3号により機械換気設備の機械室、同条同項第4号により変圧器が設置されている場所、同条同項第6号により直接外気に開放されている廊下にはスプリンクラーヘッドを設ける必要がない。これに対して消防法施行令別表第1(2)項、(4)項及び(16の2)項に掲げる防火対象物並びに同表(16)項イに掲げる防火対象物のうち同表(2)項及び(4)項に掲げる防火対象物の用途に供される部分にあっては、避難階段又は特別避難階段以外の階段にはスプリンクラーヘッドを設置する必要があるとされている。

### 〔防火査察〕

#### 問1 答 (3)

解説 (1) 違反処理マニュアルにより適当。

(2) 違反処理マニュアルより適当。

(3) 司法警察職員は官名でも職名でもなく、刑事訴訟法上の呼称であるので、不適当。

(4) 違反処理マニュアルより適当。

### 問2 答 (3)

解説 (1) 特例認定の取消しの事前手続きは聴聞であるので、不適当。  
(2) 命令を発動した場合、公示は義務であるので、不適当。  
(3) 違反処理マニュアルにより適当。  
(4) 立入検査の拒否に対しては、告発で対応する必要があり、また、立入検査の拒否は使用停止命令の要件ではないので、不適当。

### 〔危険物〕

#### 問1 答 (2)

解説 屋内貯蔵所は、貯蔵倉庫を独立した専用の建築物とするか、あるいは屋内貯蔵所の用に供する部分以外の部分を有する建築物の1階又は2階のいずれか一の階に設けることとされている。

### 〔参照条文〕

危険物の規制に関する政令第10条第1項、第2項、第3項

### 問2 答 (3)

解説 鋼製の地下貯蔵タンクの場合、腐食による危険物の漏えいを防止する観点から、その外面保護は重要な対策である。アスファルト及びアスファルトルーフィングによる方法は、過去に地下貯蔵タンクをタンク室内に設置しないことができる場合の保護方法として定められていたが、現在は地盤面下に直接埋没する方法は認められていない。

### 〔参照条文〕

危険物の規制に関する政令第13条第1項第7号

危険物の規制に関する規則第23条の2第1項第3号、第4号

危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示第4条の48第2項

3  
訂

# 消防昇任試験 1000題

■消防昇任試験問題研究会 編

B5判／370頁 定価(本体2,857円+税)

◆消防士長や消防司令補をめざしている方々のために、基本的知識を問う択一式の問題を中心に厳選し、出題の意図を正しく理解できるよう解説を付した問題集。法令改正等に伴い内容を見直した最新版！

近代消防社 TEL 03(3593)1401 FAX 03(3593)1420